

## Agricultural Policies in OECD Countries: Monitoring and Evaluation 2007

*Summary in Japanese*

### OECD 諸国の農業政策：監視と評価 2007 年版

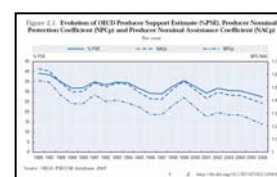
日本語要約

- 「OECD 諸国の農業政策」は、OECD 地域の農業支援に関する最新の推計や各国の農業政策の分析を行っている。
- 本報告書は、OECD 地域における政府の農業支援は 1980 年代以降減少しているものの、依然として高水準を保っており、また国により非常に大きな差があることを示している。
- 本報告書はまた、欧州における CAP 改革、日本と韓国の制度改革、米国とスイスの農業政策の将来予想される動きなど、近年の重要な農業政策動向について検討を加えている。

2006年の農業政策は、農産物の世界価格が総じて上昇し、米ドル安が続くという状況の下で実施された。国内政策を見ると、欧州連合（EU）は単一支払い制度による助成のデカップリング化などの改革を行った。日本と韓国ではともに最近、政策改革措置についての合意が見られ、米国は現行の農業法に代わる新たな農業法を審議中である。また、多くの国がバイオ燃料生産の促進策を整備しつつある。現在行われているドーハ開発アジェンダ交渉は、長期にわたる討議にもかかわらず、妥結には至らず、その結果、多角的貿易政策をめぐる状況には依然として大きな変化は見られなかった。

OECD 地域の生産者助成推計額が農家総収入に占める割合（%PSE）は1986～88年の平均38%から2004～2006年には29%へと低下した。2006年の%PSEは27%で、2005年に比べ2ポイント低下した。しかし、OECD全体としては1990年代後半以降、生産者助成水準はほとんど変化していない。最近、生産者の助成方法に進展—特定品目の生産とリンクした措置からの極めて明確な転換—が見られた。しかし、大幅に削減されたにもかかわらず、大半の国では生産とリンクした措置が今でも生産者助成の主流となっている。また、明確に定義された目標と受益者への絞りを絞込んだ政策実現に向けての進展も限定的なものにとどまっている。政策の絞り込みが実現されれば、国内目標の達成効果増進、効率性の上昇、透明性の向上につながるであろう。

図 2.1. % PSE、NPC、NAC  
の推移



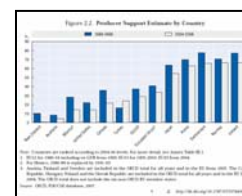
一定の削減にもかかわらず、  
OECDの農業は引き続き高水準の  
助成を特徴としている

2006年のOECD地域の生産者助成は2,680億ドル（2,140億ユーロ）と推計され、農家総収入に占める割合は27%であった。2004～2006年の農家総収入に占める助成の割合は1986～88年に比べると低下している。研究、インフラ、検査、マーケティング、販売促進などの農業向け一般サービスへの助成を合わせた2004～06年の農業セクター助成総額を見ると、OECD全体のGDPに占める割合（%TSE）は1.1%で、1986～88年の平均である2.5%の半分以下となっている。

助成水準は依然として国により  
大差がある

1986～88年と比べて助成額は減少しているが、助成水準は引き続き国により大差がある。2004～2006年の生産者助成が農家総収入に占める割合はニュージーランドでは約1%、オーストラリアでは5%、米国とメキシコでは14%、カナダでは22%、トルコでは24%であった。EUは34%で、OECD平均より5ポイント高かった。日本は55%で、アイスランド、ノルウェー、韓国、スイスは60%を超えていた。

図 2.2. 国別PSE



---

### 助成水準引き下げの進展度合いは国により幅がある

---

1986～88 年以降、生産者助成の農家総収入に占める割合が最も低下しているのはカナダ、メキシコ（1991～1993 年以降）、ニュージーランドである。助成水準の高い国の中で助成を最も大幅に削減しているのはアイスランド、スイス、日本である。また、農業助成総額の GDP 比は全 OECD 諸国で低下しているが、トルコのこの比率が高いのは農業セクターが大きいことや GDP が比較的小さいことを反映したものである。

---

### 生産者助成方法の変革では大きな進展が見られる

---

OECD 地域において、最も生産と貿易を歪曲する助成形態—生産量や可変投入物とリンクした助成—が生産者助成に占める割合は、1986～88 年の 86%から 2004～06 年には 64%へと低下した。生産とリンクした助成（主に国境保護措置を反映した市場価格支持など）が減少していることは、国内生産者価格と国境価格の差（名目保護係数=NPC により測定）が大幅に縮小していることからもうかがえる。1986～88 年には OECD 平均の生産者価格は国境価格より 51%高かったが、2004～06 年にはその差が 25%へと半減した。この差が最も大幅に縮小したのはスイス、ノルウェー、アイスランドであったが、これらの国でも、日本や韓国同様、生産者価格は依然として国境価格の 2 倍を超えている。最も歪曲的な助成形態の削減にあわせて、現行・非現行の農地面積、家畜頭数、収入、所得などに基づく支払いが増加している。近年では生産を要件としない支払いが重要性を増している。また、クロスコンプライアンス（特に環境に係るもの）が支払い要件として課されるケースも増えている。

---

### 大半の助成は依然として特定品目に対して行われているが、生産者により高い柔軟性を認める政策の重要性が増している

---

生産者助成総額に占める割合は 1986～88 年の 88%から 2004～06 年には 64%へと低下しているが、PSE の最も重要な構成要素は依然として単一品目助成（SCT）である。単一品目を対象とする助成の削減には品目によって幅がある。牛乳、卵、穀物、脂肪種子については生産者総収入に占める SCT の割合は半分以下へと低下したが、コメや砂糖などその他の伝統的に手厚く保護されてきたセクターについてはわずかしか低下していない（これらは依然として SCT と NPC の比率が最も高い品目である）。助成は、品目グループ（あるいは全ての品目）へと受給資格を広げる、あるいは生産を受給の要件とはしないといった措置を通じて、特定品目の生産との結びつきを減じた財政支払いへと長年にわたり進化してきている。

図 2.6. 国別生産者NPC

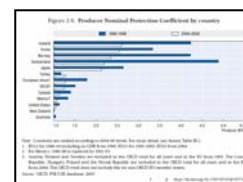
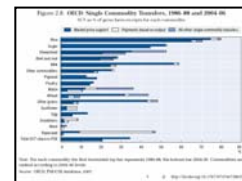


図 2.8. OECD: 品目別SCT



---

2005年、2006年には多くの重要な政策変更が実施された

---

EUでは2003年の共通農業政策改革の実施が継続され、2005年に単一支払い制度が導入されるとともに、2006年には改革の対象が砂糖セクターへと拡張された。また、新たな農村開発規則も2007～13年を対象期間として採択され、EU諸国はその実施プログラムを策定している。アイスランドは牛乳に対する助成の支払いを生産量ベースから頭数ベースへと徐々に移行している（2005～12年）。日本では新たな食料・農業・農村基本計画が策定されたが、その特徴の一つは、生産品目決定に際して生産者により高い柔軟性を与える新たな直接支払いを2007年から導入することである。韓国は政府の買い取り廃止や直接支払いの導入などを盛り込んだコメ政策の見直し実施に乗り出した。スイスは牛乳生産割当制を段階的に廃止しつつある。

---

さらに新たな変更が検討されている

---

米国は2002～07年農業法の最終年にあり、新農業法案が審議中である。スイスの2007～11年に向けた新農業政策案（AP2011）は農産物価格支持政策からの更なる脱却を意味している。

---

農業に関する多角的貿易交渉は再開したが、成功するかどうかは依然として定かではない

---

WTOの下でドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉が続けられたが、妥結には至らず、二国間貿易協定や地域貿易協定に向けた交渉が増加している。多角的貿易交渉が進展すれば農業政策改革を進めるにあたって、更なるインセンティブを提供することになるであろう。

© OECD 2007

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 [www.oecd.org/bookshop/](http://www.oecd.org/bookshop/)

お問い合わせは OECD 広報局 版權・翻訳部 にお問い合わせください。

[rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)

2 rue André-Pascal, 75116

Paris, France

Visit our website [www.oecd.org/rights/](http://www.oecd.org/rights/)

